

## 恵庭市交際費の公表に関する要綱

### (目的等)

第1条 この要綱は、恵庭市情報公開条例(平成6年条例第18号)の趣旨に則り、交際費の支出に係る情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、行政運営の一層の透明性を図り、もって市民の市政に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

### (公表する内容)

第2条 交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項第1号に規定する支出区分は、恵庭市交際費事務取扱要綱(平成7年4月1日実施)第2条の表に掲げるものとする。

### (公表の時期)

第3条 交際費の支出に係る情報の公表は、当月分を翌月20日までにを行うものとする。

### (公表の方法)

第4条 交際費の支出に係る情報の公表は、その内容を恵庭市ホームページに掲載するものとする。

### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

### 附則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

### 附則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。